

「岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト構築及び
運用並びに保守等委託業務」に関するプロポーザル募集要項

令和元年9月
岐阜県健康福祉部子ども・女性局
子育て支援課

目次

第1	目的	1
第2	募集の内容	1
1	業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	参加者要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
第4	評価に係る事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
4	契約交渉の相手方の選定	
5	評価結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	6
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	問い合わせ及び提出先	7
別表	プロポーザル評価基準	9
別紙	質問書及び参加申込書	10
様式	企画提案書等	11

岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務 プロポーザル募集要項

第1 目的

岐阜県では、待機児童対策の一環として、平成30年度に岐阜県保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士(※)の掘り起こしのため、ハローワークでの出張相談会や保育所等の見学会などの求人・求職支援を行うとともに、現役保育士の仕事に関する悩み相談を行うなど、保育士の確保・定着支援を行っています。

また、保育所等へ就職する学生の増加を図るため、県内保育士養成施設がそれぞれ行う就職ガイダンスの場を活用し、保育士としての経験が豊富な相談員による保育士の魅力発信を行っています。

本委託業務は、上記の業務を円滑化するため、「岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト」一式の構築及び運用並びに保守等業務を行い、情報セキュリティを確保しつつ安定的にシステムを継続稼働させ、登録者ニーズにマッチしたサービス提供を行うことを目的として実施するものです。

※ 保育士の資格を有しながら、保育士として従事していない方

第2 募集の内容

1 業務名

岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務

2 業務内容

別添「岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4 委託費の上限

19,824,750円（消費税及び地方消費税含む）
なお、各年度の委託費の上限は以下のとおりとします。

年度	業務内容	委託費の上限
令和元年度	WEBサイトの設計・構築 WEBサイトの運用保守	7,558,950円
令和2年度～令和6年度	WEBサイトの運用保守	2,453,160円（各年度）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であって、次の①から⑨までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨県内に本社又は本店、支社（店）、営業所等を有する者であること。
- ⑩過去 5 年の間に、官公庁において、ホームページの作成及び個人情報を含むデータベースのシステム設計、構築及び運用・保守業務を行った実績があること。

2 企画提案書の作成

事業の企画提案書を様式 1、2 により作成してください。

別資料の作成も可としますが、原則として日本産業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折り込み使用可）とします。なお、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和元年 9 月 10 日（火）～9 月 30 日（月）
② 募集要項等に対する質問受付	令和元年 9 月 10 日（火）～9 月 30 日（月）
③ プロポーザル参加申込受付	令和元年 9 月 10 日（火）～9 月 30 日（月）
④ 企画提案書の受付	令和元年 9 月 10 日（火）～10 月 9 日（水）
⑤ プロポーザル評価会議	令和元年 10 月 17 日（木）（予定）
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和元年 10 月下旬（予定）

(2) 募集要項の公表・配布

① 配布日時

令和元年 9 月 10 日（火）～9 月 30 日（月）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

② 配布場所

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

※募集要項等は、岐阜県公式ホームページからも入手できます。

岐阜県トップページ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

※郵送での配布は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和元年9月10日（火）～9月30日（月）午後5時15分まで

③ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し、提出してください。

FAX：058-278-2880

電子メールアドレス：c11236@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時（最終10月3日（木）までに）、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県トップページ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間

令和元年9月10日（火）～9月30日（月）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

② 提出方法

プロポーザルの参加希望者は、参加申込書（別紙2）を岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和元年9月30日（月）午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提案書受付期間

令和元年9月10日（火）～10月9日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 提出書類

ア 企画提案書（様式1～2）

※募集要項、様式1～2及び業務委託仕様書に基づき提案してください。

イ 見積書（様式任意）

※募集要項第3の3（7）に留意してください。

ウ 法人等に関する書類

（ア）法人等概要書（様式3）

（イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

（ウ）直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類す

- るもの
- エ 誓約書（様式4）
- オ 社会的課題への取組み（様式5）
- カ その他、独自提案内容の説明に必要な資料
- ③ 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
- ④ 提出方法
10月9日（水）午後5時15分までに岐阜県子ども・女性局子育て支援課まで持参又は郵送により提出してください。
持参による受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）とします。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。
郵送の場合も、10月9日（水）午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「特定記録」としていただき、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。
- ⑤ 注意事項
県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
エ 募集要項に違反すると認められる場合
オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
ク その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意した

ものとしします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（任意様式）を岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。なお、提案金額は年度毎、業務毎に内訳を明記してください。
- ② 見積書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ総額を記載することとし、消費税等相当額を含むときは、当該額をうち書きとして記載してください。
- ③ 事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。
- ④ 宛先は「岐阜県知事」とし、代表者の印鑑を押印してください。また、積算を明示してください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

（1）開催日時

令和元年10月17日（木）（予定）

（2）開催場所

OKBふれあい会館第2棟9階 岐阜県男女共同参画女性の活躍支援センターセミナー室(岐阜市藪田南5-14-53) ※改めて、参加者へ通知します。

（3）企画提案の所要時間（1参加者あたり）

- ① プレゼンテーション 20分以内
- ② 構成員からの質疑 15分程度

（4）注意事項

- ① 開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ② パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ③ プロポーザル参加者は他の参加者の評価を傍聴することはできません。
- ④ プレゼンテーション参加者は2名までとします。
- ⑤ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としません。

3 評価項目及び評価基準

別表のとおりとします。

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 選定方法

発注者が別に定める「岐阜県保育士・保育所支援センターポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務」プロポーザル提案評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。

ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。

なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

(3) 提案者がいない場合の取り扱い

提案者がいない場合は、再度公募を行います。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
 - ②全提案者の名称（申込順）
 - ③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
 - ④最優秀提案者の選定理由
 - ⑤評価会議委員の氏名
 - ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、提案者が2者の場合、③は公表しません。

第5 契約の締結

1 最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る。）と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務上知りえた情報を厳重に管理し、関係者以外の者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはなりません。また、委託業務終了後も同様とします。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

また、再（々）委託先においても受託者と同等の守秘義務を負うものとします。

5 立入検査等

業務の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しをすることができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとします。

第8 問い合わせ先及び提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 （県庁10階）

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 保育支援係

TEL : 058-272-8336 (直通)
FAX : 058-278-2880
E-mail : c11236@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準

プロポーザル評価は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明について、以下の評価基準に基づき実施する。評価点の満点は105点とする。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
サイトの設計・制作	トップページのデザイン	トップページのデザイン（案）は適切で、見やすく、親しみやすく、利用者の興味を惹くデザインになっているか。	10	8	6	4	2
	求人・求職マッチング補助機能	●登録された求人情報の検索、求人への申込み、求人者への紹介及び求人者からの採否結果の報告等の一連の作業を、スムーズに行うことが出来る設計となっているか。 ●また、登録された求職者の傾向等を求人者が把握がしやすい設計となっているか。	15	12	9	6	3
	求人・求職マッチング実績	求人・求職のマッチング実績を正確に記録（両者の人数が一致）するため、求職情報と求人情報を紐づけるなどの工夫がされているか。	15	12	9	6	3
	サイトへの情報掲載	保育の“しごと”の魅力を伝えるため、写真や動画などの貼り付けが容易にできる設計となっているか。	10	8	6	4	2
	情報発信	登録者への情報発信機能（メール等）について、写真の添付やフォントの編集など、見やすい情報を作成できるような工夫がされているか。	10	8	6	4	2
システム運用	サービス提供機器	システムが円滑かつ適正に動作するサーバー等の機器を確保し、提供できる能力があるか。	5	4	3	2	1
	セキュリティ対策	セキュリティ対策は、仕様書を満たす内容が、具体的に記載されているか。	10	6	2		
	保守・管理	安定的に保守管理し、トラブル時の迅速な対応が担保される提案となっているか。	5	4	3	2	1
実施体制等		事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。また、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	10	8	6	4	2
		本事業に類する事業の実績を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	5	4	3	2	1
		見積書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。	5	4	3	2	1
社会的課題への取り組みに関する評価		① 仕事と家庭の両立（3点）	3～0				
		② 障がい者雇用（1点）	1～0				
		③ 若者の採用・育成（1点）	1～0				
合計			105～20				